

10. 土木工事現場における 標示板設置基準

目 次

土木工事現場における標示板設置基準	10- 1
工事標示板設置基準	10- 3
工事標示板の様式	10- 4
「土木工事現場における標示板設置基準」運用上の留意事項	10- 5
花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示について	10- 7

土木工事現場における標示板設置基準

〔 昭和53年3月25日 〕
〔 土検第234号土木部長通知 〕

（目 的）

第1 この基準は兵庫県が施工する土木工事現場における安全管理について、地域住民及び通行者等の理解と協力を求め、かつその行政広報活動を図るため、標示物の設置等について定める。

（実施方法）

- 第2
1. 土木部地方機関の長（以下「所長」という。）は、契約金額1件1,000万円以上の工事については請負者にこの基準に定める工事標示板を設置させるものとする。ただし、所長が標示板の設置効果がないものと判断したときは、これを設置しないことができる。
 2. 長期に亘る工事の全体事業等の標示で工事規模、請負条件等により請負者に設置させることが適当でない認められるものについては、前項にかかわらず所長が自ら設置するものとする。
 3. 道路にかかる工事にあつては、この基準に定める工事標示板とあわせて「道路上の工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和53年3月20日付土木部長通知）に定める標示施設を請負者に設置させるものとする。
 4. 請負者に設置させた工事標示板は、当該工事完成と同時に撤去させるものとする。
 5. 所長は、事業費（以下工事費及び用地補償費等の合計費を事業費という）1,000万円以上の工事については、着工までに関係市町の広報主管課にその概要を通知するものとする。

（実施基準）

- 第3
1. 工事標示板は、別表－1に定める「工事標示板設置基準」により、原則として工事契約1件ごとに1箇所を設置するものとする。
 2. 同一事業であつて、連続又は近接した数工区の工事を同一時期に実施する場合、合同で大きい工事標示板を設置することが、第1に目的に照らし有効と判断されるときは、所長は前項にかかわらず数工区合併した工事標示板を設置させることができる。

（設置場所）

- 第4
1. 工事標示板は、工事区域内又はその付近地で広報効果の高い位置を選んで設置するものとする。
 2. 設置場所は、法令の規則及び土地所有者の承諾等を勘案して決定するものとする。

(工事標示板の構造等)

- 第5
1. 工事標示板は、耐風雨性のある材質を用い、飛散して他に危害を及ぼすことのないような強固な構造にするものとする。
 2. 工事標示板の文字及びデザインは、色彩、意匠構造等が都市美、自然環境を著しく損なわないものとする。
 3. 工事標示板は原則として、地は白地、文字は黒字とし、標準断面図、鳥かん図等は適宜の色とする。

(工事標示板の記載内容)

- 第6
- 工事標示板の記載内容は、別表－1を標準とするほか次の各項によるものとする。
1. 工事名称は、予算分類上の事業名にこだわらず、工事内容のわかる一般的な名称を用いること。
 2. 標示図は、工事規模に対応して略平面図、標準断面図、完成予想図、鳥かん図、土地利用計画等のうちから選び、工事の全容又は、施工内容が視覚的に理解しうるよう表現すること。
 3. 当該工事が部分的な場合には、同一事業の工事の全容がわかるように、全体標準断面図、完成予想図等を積極的に活用すること。この場合、全体と施工部分の関連を色彩等により区分して、わかり易く標示すること。
 4. 全体事業費及び工期の明らかな事業については、その総額（億円単位）及び全体完成予定年次を（ ）書で併記する。

附 則

「土木工事現場における標示設置基準」（昭和38年10月1日付土第3250号土木部長通知）は廃止する。

別表－1

工事標示板設置基準

区分 工事規模	工事標示板 設置者及び その管理者	標示方法及び標示板様式	工事 標 示 板 の 記 載 内 容	備 考
(I) 契約金額1000万円以上 3000万円未満の工事	請 負 者	工事標示板：様式－1 (別表－2) 標示面の大きさ (タテ)(ヨコ) 140cm×110cm程度 支持台による設置又は支 柱による固定	①工事名称、(河川、港名等) ⑤工事施工場所名 ②工事内容を略平面図又は標準 断面図で表示する ③施工延長、幅員等の基本施工 諸元 ④事業費 (千万円単位以下は切上) ⑦工事請負者及び設計監理者 (土木事務所名)	・現場施工日数30日以内と想 定される工事は工事標示板 を省略することができる。
(II) 契約金額3000万円以上の 工事	請 負 者	工事標示板：様式－2 (別表－2) 標示面の大きさ 3.0㎡以上 1枚以上設置 門型支柱を標準	①工事名称及び河川、港名等 ⑤工事施工場所名 ②工事内容を平面図及び標準断 面図等で表示する ③施工延長、幅員等の基本施工 諸元 ④事業費(全体事業費) (千万円単位以下は切上) ⑦工事請負者及び設計監理者 (土木事務所名)	
(III) ①同一事業で同一地区に 2ヶ年以上にわたって 施工される全体事業費 5億円以上の工事 ②特に所長が必要と認め る工事	所 長	工事標示板：様式－3 (別表－2) 標示面の大きさ 6.0㎡以上 1基以上設置 門型鋼製支柱	①事業名称及び河川、港名等 ④全体事業費(億円単位) ⑤完成予定年次 ②事業概要 平面図(土地利用計画図含む) 及び完成予想図、鳥瞰図、 標準断面図のいずれかによる ③工事施工場所名	・(I)及び(II)による方法 で行政広報目的を達すると みなせる場合は(III)は除 く。

「土木工事現場における標示板設置基準」 運用上の留意事項

(実施方法)

1. 「所長が標示板の設置効果がないと判断したときは設置を省略できる」
これは、工事現場箇所による判断ではなく、工事執行上のトラブルをさける等行政的判断を基準として対応するものとする。
砂防工事、河川工事及び港湾工事等で工事現場が人家連担区域あるいは通行者の利用場所等により離れている場合は工事現場進入口、工事施工区域附近等の工事標示板の設置効果があると思われる位置に積極的に設置するものとする。
2. 「工事現場、請負条件等により請負設置させることが適当でないとも定められるもの」
別表－1の(Ⅲ)を標準とし、工事請負契約内容を大幅に超えて、鳥かん図、土地利用計画図、完成予想図等を作成する行政広報活動が主体である場合とする。
この工事標示板(別表－1－Ⅲ)の設置時期は最も設置効果のある時期を所長が決定するものとし、必ずしも事業の開始時にこだわる必要はない。

(設置場所)

1. 設置場所はできるだけ公共用地とし、道路管理者、河川管理者等それぞれの管理者の承諾を得ること。
2. 設置にあたって兵庫県屋外広告物条例により次の箇所は禁止されているので留意されたい。
屋外広告物禁止物件(条例第2条第2項)
(1)橋梁及びトンネル (2)街路樹及び路傍樹 (3)銅像、神仏像及び記念碑
(4)歩道柵、防護柵、信号機及び道路標識、航路標識その他これに類する標識
(5)公衆電話、郵便ポスト及び公衆便所

(工事標示板の記載内容)

1. 工事名称は、予算分類上の事業名称(例えば道路特殊改良2種事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、港湾公害防止対策事業など)はできるだけ使用しないものとし、工事内容のわかる一般的、平易な名称を用いるものとする。

標示工事名称例

事業名	表示工事名称 (例)	事業名	表示工事名称 (例)
永久橋架換	} 橋梁工事	港湾高潮対策	防波堤工事、物揚場工事 (等)
橋梁整備		港湾環境整備	浚渫工事 (等)
橋梁補修		流域下水道	下水管工事、下水処理場工事 (等)
道路改良	} 道路工事 (道路拡幅工事)	災害復旧助成	} 河川(砂防)改良 復旧工事
特殊改良1種		災害関連	
特殊改良4種	舗装工事	広域一般河川改修	} 河川工事
道路交通安全施設整備	歩道工事、自転車道工事、歩道橋工事 (等)	広域基幹河川改修	
通常砂防	砂防えん堤工事	街路	舗装工事 (道路工事)

2. 標示図は地域住民等が内容をよく理解できるように図を主体として記載するものとする。

なお標示図はペンキ等で鮮明にかつ美観をそこなわないように記載するものとする。

3. 事業費の標示は、当該工事に関して施工箇所を含む附近市町区域に兵庫県が社会資本の整備としてどれ位投資しているかを標示しようとするものであり、工事契約金額でなく、事務費、用地費、補修費等の当該工事の案分を含めたその概算額を1千万円特級単位 (以下は切上) で表示する。

全体事業費は、橋梁設備事業、河川災害復旧助成事業、河川災害関連事業等を1単位として、位置的に、かつ金銭的に全容の把握が可能な事業の事業費を示すものとし、いわゆる5ヶ年計画など許可額にこだわるものではない。

全体事業費や全体完成予定年次の把握が困難または変動性がある等、表示することが適当でないと所長が判断した場合は、表示は省略できる。

4. 土木工事共通仕様書により工事請負者に対して工事標示板を該当基準により設置することを義務づけているが、事業費、全体事業費又は全体完成予定年次は監督員から指示するものとする。

花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示について

1. 表示の目的

兵庫県が推進している「花と緑あふれる美しい県土づくり」について、県民の理解と協力を求め、その周知を図ることを目的とする。

2. 表示の対象

原則として、県土整備部が施工するすべての工事現場に表示する。ただし、次の(1)～(3)に該当する場合は、表示しなくてもよいこととする。

- (1) 山間部等で表示効果のない工事現場
- (2) 工事期間が比較的短い工事
- (3) その他、所長等が不相当と認めたもの

3. 表示の方法

- (1) 標示板又は、仮囲いに表示する。
- (2) 表示する場所は、県民の目につきやすい高さ・位置とする。ただし、花と緑あふれる美しい県土づくりのイメージを損なうことのないよう配慮する。
- (3) 新しいシンボルマークのデザイン・色彩・大きさ等については、別紙のとおりとする。

大きさは、表示する標示板に応じて変更して差し支えないが、全体を均一に拡大・縮小して、全体のバランスを保持する。

- (4) 表示期間は、当該工事の実施期間中とする。
- (5) 標示板等以外で表示する場合についても、上記に準じて取り扱うものとする。

4. 実施の時期

- (1) 通知の日から新たに発注する工事から表示を開始する。
- (2) 既着工の工事であっても、可能な限り表示について配慮する。

5. その他

上記2及び3によりがたい場合は、1の主旨に照らし、独自の方法でシンボルマークの表示を行うこととして差し支えない。

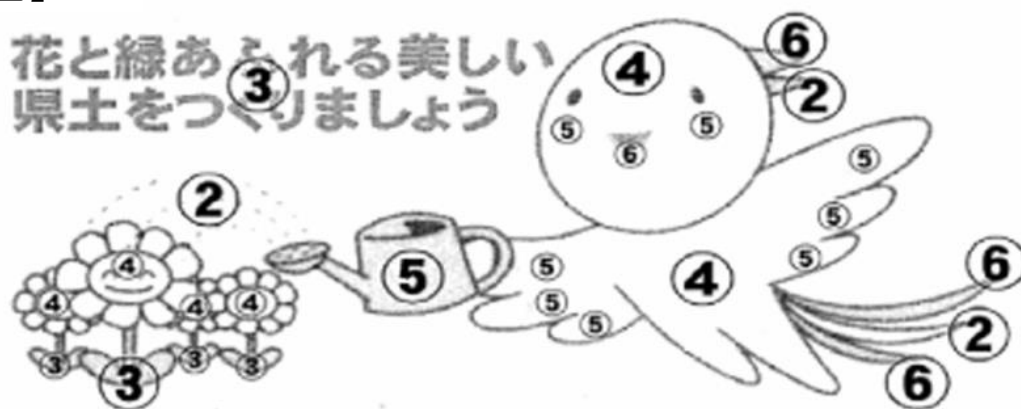
(別紙)

工事現場において表示するシンボルマーク



※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。

【配色】



マスコット展開図使用色

①	②	③	④	⑤
C/100 M/60 DIC 641	C/90 M/20 DIC 181	C/90 Y/100 DIC 638	M/10 Y/100 DIC 166	M/40 Y/100 DIC 163
⑥				
M/100 Y/90 DIC 157	K/100 DIC 582			

注) 花卉や下地は、白色とする。